

これからの保育者養成における領域「表現」（造形）指導に関する提案

木村 安宏¹, 牛丸 和人²

(西九州大学短期大学部 幼児保育学科)

(平成 29 年 11 月 2 日受理)

Suggestion about territory “expression” (modeling) guidance for Education of nurture persons in future

Yasuhiro KIMURA¹, Kazuto USHIMARU²

(*Department of Early Childhood Education and Care, Nishikyushu University Junior Collage*¹,
*Usizu Senior High School*²)

(Accepted January 10, 2018)

Abstract

The revision of the next curriculum guidelines has change the educational styles of kindergarten and nursery school, elementary school, junior high school, senior high school, universities(colleges) in Japan. The next curriculum guidelines is the curriculum opened by society. Subject-like and interactive pay attention to deep learning for this educational reform. And it's important to bring following quality and ability up.

- 1 Making sure that the knowledge and the skill will be acquired.
- 2 Bringing the thinking power, judgement and the expressive power, etc. up.
- 3 Plowing the power to the learning and the humanity, etc..

These things are also asked in education of a nurture person in a university and a junior college variously. I propose about modeling guidance to a nurture person using gists of the next curriculum guidelines.

Key word : Education of nurture persons 保育士養成
Modeling education in infancy 幼児期の造形教育
Expression education in infancy 幼児期の表現教育

I はじめに

各種大学、及び短期大学における保育者の養成において、学生に対する「幼児の造形活動と造形表現に関する専門的な知識と技能を修得させること」が重要な教育課題の一つである。では、実際はどうであろうか。学生たちに、幼児期の発達段階に応じた効果的な指導スキルが身につけているといえるだろうか。残念ながら、その目標は十分に達成されているとは言い難い。そこで、現在の保育者養成における課題を踏まえ、これからの領域「表現」(造形)指導に関する提案を論じたい。

II 保育者養成における領域「表現」(造形)指導の現状と課題

(1) カリキュラムが原因だと思われるケース

大学に図画工作の指導者が常勤している場合であっても、授業内容に問題がある場合が多くみられる。いわゆる年齢不詳(対象を明確にしないまま)の造形教育である。小学校、中学校、高等学校における図画工作科や美術科教育においても、児童・生徒の各発達段階や個々の実態に応じてカリキュラムが組まれなくてはならないということと同様、各保育園、幼稚園、幼保連携型認定こども園においても、当然園児の発達段階や実態を踏まえた造形教育のカリキュラムが組まれなければならないはずである。

学生に対して、造形的な思考・技能(技術)・感性を育てることは勿論、幼児教育に携わる指導者として求められる造形的な思考・感性・技能(技術)を身につけさせなければならない。同時に、日々幼児や保護者と対峙するキャリアであることをふまえ、造形を生かしたコミュニケーションに関するツール(用具・しかけ)を作成する技術にも身につけさせなければならないはずである。例えば「ICT機器を活用したデジタル紙芝居」のような手作り教材の制作などにも、取り組ませておく必要があるだろう。

また、幼児期の発達段階に応じた「題材の選び方」「指導の仕方」「作品の見方」「作品に対する幼児の思いの引き出し方(傾聴の方法)」「声のかけ方(コミュニケーションスキル)」等についてもきめ細かな指導が必要である。そして、授業においては、一方的な講義形式での理論学習に留まらず「主体的、対話的深い学び」を基本とするアクティブ・ラーニング型の授業スタイルによって、積極的に課題を解決する能力を高めさせたり、実際に幼児が描いた作品(保育園・幼稚園・子ども園から借用)を使ってシミュレーション的な言葉かけを考えさせたり、現場実習において直に園児に触れ合わせたりすることによっ

て、スキルを高めさせなければならない。このような授業を展開するためには、当然、指導者側も、理論と実技双方の指導が高い水準でできるように研鑽を積み重ねなければならないことは言うまでもない。

(2) 指導者の専門性や履修単位の読み替えが原因であると思われるケース

大学によっては、幼稚園教諭養成課程の学生が、「小学校図画工作」を履修し、それを「幼稚園図画工作」の単位に読み替える場合もある。小学校の学習指導要領と幼稚園指導要領を比較してみると、小学校図画工作科が、学校教育における「教科教育として実施されるもの」であるのに対し、幼児期における造形活動は「生活の中で自主自発的に行われるもの即ち、日常生活の中で幼児の五つ(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)の感覚器官にはたらきかけ、訓練し、鍛え、驚きや発見等に共感していく活動」である。そして、これらの造形活動が、幼児期の知能と情緒の均衡を保って育成するための重要な体験となるのである。児童に対する図画工作の教授法が、幼児に対する図画・工作として読み替えられてはならない。

III 文部科学省の求める就学前教育における造形領域に対する要請から

IIであげた保育者養成における領域「表現」(造形)指導の現状と課題に対する改善策について述べたい。ただしここでは、各大学等における指導者の人事(採用・配置)に関する課題については言及せず、新たな教育改革の流れの中で、大学教育における保育者養成において、指導者(指導者)自身が授業内容をいかに工夫・改善していくべきかについて二つの視点から提案したい。これは、新たなシラバスを作成する場合において意識されなければならないことである。

保育者養成における領域「表現」(造形)の指導においては次の二点を意識した授業が展開されなければならないと考える。

- 1 個人的な造形能力のスキルアップ
「保育者自身の造形的な知識・技能・感性・安全管理能力等を高める授業」
- 2 指導者としての関りのスキルアップ
「保育者の指導者としての観察力・コミュニケーション能力・評価力等を高める授業」

これら二点に対する具体的な方策について論じる前に、最新の「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」に示された領域「表現」(造形)に関する内容を先に確認しておきたい。なお、

文中における領域「表現」(音楽)に係る内容は省略した。

■保育所保育指針における領域「表現」(造形)に関する記述

2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(ア) ねらい

- ① 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- ② 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- ③ 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

(イ) 内容

- ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ② (省略)
- ③ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ④ (省略)
- ⑤ 保育者等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
- ⑥ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

(ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。
- ② 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。
- ③ 様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期であることに鑑み、受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた子ども達の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。
- ④ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。

■幼保連携型認定こども園教育・保育要領における領域「表現」(造形)に関する記述

表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

1 ねらい

- (1) 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- (2) 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- (3) 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

2 内容

- (1) 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- (2) (省略)
- (3) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- (4) (省略)
- (5) 保育教諭等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
- (6) 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 園児の表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。
- (2) 園児が試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。
- (3) 様々な感情の表現等を通じて、園児が自分の感情や気持ちに気付くようになる時期であることに鑑み受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。
- (4) 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう諸感覚を働かせることを楽しむ遊び素材を用意するなど保育の環境を整えること。

■幼稚園教育要領における領域「表現」（造形）に関する記述

表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

2 内容

- (1) 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したこと伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) (省略)
- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や指導者と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、指導者はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表

現を楽しめるように工夫すること。

以上が、最新の「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」における領域「表現」（造形）に係る記述である。ここで留意しておくべきことは、今回新たに明記された「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」に関する以下の記述である。

「園児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、園児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼保連携型認定こども園の生活が充実するようにすること」そして、「幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心を動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること」と示されている。

「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」については、小・中学校の学習指導要領にも今回登場しており、高等学校、大学での学び方と共に申刺しで求められている。今回、新しい「保育所保育指針」ではこの文言は見送られているものの、保育園においても意識しておかなければならない項目であることには間違いはない。小学校において、児童に育成すべき3つの資質として①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力 ③学びに向かう力や人間性 が示されたが、これらが就学前教育における園児同士の比較や評価規準として安易にとらえないように留意しなければならない。

以上のことを踏まえ、保育者養成における領域「表現」（造形）の指導における授業展開について具体的に提案していくことにする。

IV これからの保育者養成における領域「表現」（造形）指導に関する提案

1 個人的な造形能力のスキルアップ

「保育者自身の造形的な知識・技能・感性・安全管理能力等を高める授業」のための方策

先に述べたように、今回の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「幼稚園教育要領」では、小学校への緩やかな接続や連携という視点が示された。即ち、小・中・高等学校における図画工作や美術という「教科教育」

を行う際の実技や理論を理解した上で就学前造形教育に取り組まなければならないということである。この流れをふまえた「保育者自身の造形的な知識・技能・感性・観察眼等を高めるための授業」改善のための提案は以下のとおりである。

(1) モダンテクニックをはじめとする技法習得のための授業について

就学前の子どもたちの造形活動を展開する際にモダンテクニックを切り離すことはできない。モダンテクニックは、パブロ＝ピカソやアンリ＝マチスといった現代のアーティストを始め、今なお多くの画家や絵本作家たちが影響を受け、積極的に絵画表現に取り入れた幼児画にみられる以下のような表現方法である。

- ① デカルコマニー（合わせ絵）
- ② ドリッピング（吹き流し・垂らし）
- ③ スパッタリング（飛び散らし）
- ④ バチック（はじき絵）
- ⑤ フロッタージュ（擦りだし）
- ⑥ スクラッチング（引っ掻き）
- ⑦ コラージュ（貼り絵）
- ⑧ フィンガーペインティング（指で描く）
- ⑨ マーブリング（墨流し・絵具流し）
- ⑩ ステンシル（刷り込み）
- ⑪ スタンピング（型押し）
- ⑫ 折染（ほかし染色）

幼児の平面における表現方法を大いに刺激し、表現の喜びを味わわせ、楽しませるためにも、これらモダンテクニックの基本的な技法やそれらを取り入れた指導案の作成方法等について学生に十分に習得させて必要がある。

(2) 表現材料に関する授業について

造形教育においては以下のような画材が提示されることが多い。

- ① クレヨン（蠟と顔料）
- ② パス（油脂と顔料）
- ③ コンテ（油性メディウムと顔料）
- ④ パステル（水性メディウムと顔料）
- ⑤ 水彩絵の具（水性メディウムと顔料）
- ⑥ アクリル絵の具（合成樹脂と顔料）
- ⑦ ポスターカラー（メディウムと顔料）
- ⑧ 鉛筆（亜鉛、メディウム、顔料など）

この場合、顔料に含まれている有害物質に対する知識も指導者は持ち合わせていなければならない。近年、幼児、児童、生徒が使用する画材には安全基準が設けられ、有害物質による被害は減少したものの、保護者の与える安価な外国製の絵具の中には有害物質が含まれているも

のもある。例を上げると赤(カドミウム・レッド)や黄(カドミウム・イエロー)、青(コバルト・ブルー)の原料は全て有害物質である。材料を口にしたり、目や皮膚にこすりつけたりしがちな就学前の子どもたちにとって、画材は時として非常に危険な物質になり得ることを忘れてはならない。また、立体造形に使用する粘土(土粘土・油粘土・紙粘土・小麦粘土等)に使用されている成分の安全性も同様に配慮しなければならない。加えて、使用する紙(和紙・洋紙・板紙)の安全性、接着剤(でんぷん糊・液体糊、木工用ボンド等)の安全性にも配慮が必要である。各種材料の特性を発色や使いやすさ、安価というレベルで検討し決定する力も育成しなければならないが、それと同様に、安全性にも配慮しながら材料を選択できる能力を学生に身につけさせておく必要がある。

(3) ICT 機器の活用能力の向上に関する授業について

大学によっては就学前の造形教育を学ぶ学生の授業の中には、純粋芸術至上主義的な題材が旧態依然として行われている現状は否めない。例えば、木炭とパン(練り消しゴム)による石膏デッサンや鉛筆デッサン、水彩絵の具や油絵の具による人物画、静物画、風景画、エッチングやシルクスクリーン等の技法を用いた版画、彫塑、陶芸などがそれである。芸術家の養成のための必須授業であることが多いが、これらは、現場で児童・生徒の授業に生かせるようなスキルであるとは言いがたい。つまり、学生が学んでいる内容と、現場で必要とされるスキルが乖離しているのである。現在、教育現場では指導者の ICT 機器の利活用能力の向上が大きな課題となっている。実際に下記のような ICT 機器の利活用能力を高めるための教職員研修を課している都道府県教育委員会も多い。

- ① パソコンソフト
Word Excel paint PowerPoint 等
- ② ベンタブレット
- ③ プロジェクター
- ④ イメージスキャナー
- ⑤ 実物投影機
- ⑥ 電子黒板
- ⑦ デジタルカメラ 等

これら ICT 機器の活用能力は、当然就学前教育に携わる指導者にとっても必要な能力である。そしてこれらの能力は、子どもたちへの授業の際に活用するだけでなく、子どもたちの活動をサポートする際にその威力を発揮する。例えば、小・中学校に目を向けてみれば、文化発表会や運動会、体育大会におけるスローガンや劇の背景、体育大会の壁画等を作成する場合、かつては下絵を拡大する作業に非常に時間がかかった。しかしながら現在は児童・生徒が考えた下絵をパソコンに取り込み、そ

れを拡大してプロジェクターで投影することで、早く、正確に、美しく大画面の作品が生まれる。純粹芸術至上主義の指導者たちには、許しがたいことなのかもしれないが、いわゆる純粹芸術的な造形的表現技術に長けた人材がいなくても ICT 機器が指導者や子どもの活動をサポートしてくれるのである。就学前教育においても、子どものために「紙芝居」を制作する場合にも、紙媒体にこだわる必要はない。紙芝居の大きさには限界がある。広い場所で、より多くの子どもたちにストレスなく鑑賞させる方法として、B5 程度の画用紙に描いた絵画をパソコンに取り込み、電子黒板やスクリーンに投影して鑑賞させる「電子紙芝居」もできるのである。領域「表現」（造形）の指導においては勿論、現場のニーズに応じて、自在に ICT 機器を活用できる能力も保育者を志す学生たちに習得させておく必要がある。

2 指導者としての関り方のスキルアップ

「保育者の指導者としての観察力・コミュニケーション能力・評価力等を高める授業」のための方策

(1) 幼児期の描画表現に関する授業について

就学前における領域「表現」（造形）の指導において、以下のような幼児期の描画表現の発達過程（描き方の特徴）を理解しておかなければならないことは言うまでもない。

① なぐりがき期（1～2歳半頃）

錯画期・乱画期とも呼ばれ、限りなく無意識の表現に近い。

② 象徴期（2～3歳半頃）

命名期・記号期・意味づけ期ともいう。

③ 全図式期（3～5歳頃）

カタログ期ともよばれ、記号化された形から、実物に近いような形が見られ始める。

④ 図式期（4～9歳頃）

知的リアリズム期ともよばれ、見えている事象を再現するのではなく、知っている事象を描こうとする。

V. ローウェンフェルドは著書「美術による人間形成～創造的発達と精神的成長“Creative and Mental Growth” (3rd Edition, 1957)」の中で次のように述べている。「子どもにとって美術は単なる表現の手段に過ぎない。……（中略）……大人の鑑賞の始まりは、たぶん子どもがなぐり描きを描き始める頃であろう。その時両親は熱心さのあまり、なぐりがきの中に、自分たち大人の概念に合致するような物を期待しようとするのである。このようにして。小さな子どもたちの魂を圧迫するなどということは、途方もないことなのである……。」つまり、幼児期のそれぞれの発達段階で子どもたちが描く絵には、大人が評価しがちな「写実性」や「色合い」

等といった表面的な技法よりも深い、子どもたちの経験や思い画内在しているということを保育者は十分に理解しておかなければならないし、それをふまえて保護者へもアドバイスできなければならないのである。したがって学生には、幼児画と発達段階に関する理論は、単なる知識のとどめるべきものではなく、子ども理解や保護者支援のツールとして役立たせるという意識を持たせ、保育現場での実践につなげさせなければならない。

(2) コミュニケーション能力の向上に関する授業について

文部科学省（初等中等教育局児童生徒課）は平成21年9月11日の「子どもの徳育に関する懇談会」における「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」の中で、乳児期の重要課題として次の以下の5点をあげている。「愛着の形成」「人に対する基本的信頼感の獲得」「基本的な生活習慣の形成」「十分な自己の発揮と他者の受容による自己肯定感の獲得」「道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実」これらの提言は、幼児期におけるあらゆる活動において意識されておかなければならない。当然領域「表現」（造形）の指導、支援においても同様である。先に述べたように、就学前の子ども達の造形活動は、その発達段階においてさまざまな特徴が見られるとともに、それぞれの子どもの「心の在り様」が大きく影響しているからである。したがって、学生たちのコミュニケーション能力を高める指導をする場合には、カウンセリング的、教育相談的な対話力のスキルアップを図る必要がある。カール・ロジャーズ（Carl Ransom Rogers）は、カウンセラーの基本的態度として以下の3条件をあげている。

① 自己一致（congruence）

クライアントに対して純粹（genuineness）・透明（transparence）であること。

② 受容（acceptance）

クライアントに対して無条件の肯定的配慮（unconditional positive regard）をし、相手をそのまま受け入れること。クライアントのあらゆる側面（肯定的な面、否定的な面）について取捨選択することなく、大切な意味をもつものとして、積極的に関心を向ける（無条件の積極的関心）こと。

③ 共感的理解（emphathic understanding）

クライアントが感じているように感じ、考えているように考え、イメージしているようにイメージしようと努めること。

このようなカウンセラー的な基本態度は、就学前教育の領域「表現」（造形）を含む全ての発達段階における教育活動において生かされなければならない。それゆえ、学生に対しても、幼児の造形活動を促すために以下に示

す9つの心構えについても学ばせておく必要がある。

- ① 自分に気づくことができる。 (自己一致)
- ② 価値判断を保留できる。 (無条件の肯定的配慮)
- ③ 結論を急がずに待つことができる。 (無条件の肯定的配慮)
- ④ クライエントの肯定的要素と否定的要素を受け入れることができる。 (無条件の肯定的配慮)
- ⑤ 無知の姿勢で聴くことができる。 (無条件の肯定的配慮)
- ⑥ クライエントが言おうとすることの意味を聴き、気持ちに伝えることができる。 (共感的理解)
- ⑦ 自分の準拠枠で聴かない。 (共感的理解)
- ⑧ クライエントの全体に気を配る。 (共感的理解)
- ⑨ 正しく理解しているかどうかを確認できる。 (共感的理解)

V. ローウェンフェルドが言う「子どもたちが表現の手段として表出させた絵画」に対して、デッサン力や色遣いという表出されたレベルだけでなく、それぞれの表現に込められた子どもたちの思いを聴きとり、共感できるような保育者を育成するカリキュラムも領域「表現」(造形)の授業には必要なのである。

V まとめ

我が国の教育界の新たな潮流が今、保育園、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学の全てを巻き込みながら「主体的、対話的深い学び」の広がりや浸透が求められている。ただ、教育には不易と流行がある。新たなスタイルだけを追い求めるだけでは成果は認められない。これまでの教育の成果を踏まえながら、課題を克服すべく新たな取り組みをスタートしなければならない。

文中にも触れたが、「主体的、対話的深い学び」を活性化するためには、ペアワークやグループワーク、クラスワークの組ませ方や、ワークシートの内容といったスタイルだけに追い回されるのではなく、対話する際に求められるコミュニケーション能力の育成も十分に意識しながら授業づくりを進めていかなければならない。「主体的、対話的深い学び」は、指導を受ける側だけではなく、指導する側にも求められるということを押さえておかなければならない。

平成27年8月に文部科学省から示された論点整理では、資質・能力を3つの柱で整理している。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 何を知っているか、何ができるのか2 知っていること・できることをどう使うか3 どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか |
|--|

これら3つの柱は、決して幼児、児童、生徒、学生にのみ育成すべき課題なのではなく、それぞれの教育現場の指導者にも求められている資質・能力であるということをお忘れではない。

大学における教育においても、不易と流行を見据えつつ、新時代に生きる学生たちに対する指導方法の工夫改善に努めることが喫緊の課題なのである。

今回は、これからの保育者養成における領域「表現」(造形)指導に関する提案を論じたが、今後は今回の提案を実践につなげ成果と課題について考察してみたい。

参考文献

- 1) V. Lowenfeld 著、竹内 清、武井 勝雄、堀ノ内敏訳
「“Creative and Mental Growth”「美術による人間形成～創造的発達と精神的成長～」(黎明書房)1995 P.40
- 2) Carl Ransom Rogers 著、H. カーシェンバウム編、V. L. ヘンダーソン編、伊東博監訳、村山正治監訳
「ロジャーズ選集」上巻(誠信書房)2001
- 3) 「保育所保育指針」厚生労働省
- 4) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」内閣府
- 5) 「幼稚園教育要領」文部科学省
- 6) 「小学校学習指導要領」文部科学省
- 7) 「中学校学習指導要領」文部科学省
- 8) 中央教育審議会答申(平成20年1月17日)「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善」
- 9) 齋藤政子著「遊びっ子 学びっ子：接続期における主体的・対話的で深い学び」とは(日野市教育委員会)2017
- 10) 奥村高明著「学び!と美術<Vol.52> 図画工作・美術の見方・考え方」(日本文教出版)2016
- 11) 磯部錦司編著「造形表現・図画工作」(建帛社)2014
- 12) 永守基樹・牛丸和人「色彩に関する教材開発とその教材ビデオ制作についての研究(1)」教材「カオスをつくる#1 木炭+水彩絵の具」(佐賀大学教育学部附属教育実践研究指導センター紀要7)1991